

【法的な支援を誰にでも】

この会は、これらの介護支給量訴訟（行政不服審査や行政交渉を含む）に取り組んできた弁護士と障害者が協力して、その成果が裁判を起こした人のみならず、誰にでも平等に保障されるようにとの思いから結成したものです。

鈴木敬治さんの移動介護が削減されたのが2004年4月1日、裁判の効力により復活したのが2010年8月23日で6年半近くの裁判闘争が必要でした。しかし、これらの裁判により切り拓いた地平は確実に権利保障を進展させています。この会はそのための法的支援体制を構築し、そこでの成果をやがて国を含めた障害者制度改革の起爆剤として活かしたいと考えています。

【弁護士の活動は確実に障害者の権利保障の現実を変えます！】

この会の正式発足は2012年11月ですが、準備段階として全国各地で既に会員弁護士を中心とした取り組みが高知県高知市など10か所近くの地域で行われています。

例えば東京都立川市の取り組みを紹介します。遠位型ミオパチーによる四肢等の筋力低下・筋萎縮を主な障害とする男性（74歳）に対して立川市は2011年12月1日付支給決定で、1日約16時間（介護保険分含む）しか認めていませんでした。ご本人による不服審査を東京都は2012年1月11日付で棄却しました。裁判を6か月後の同年7月11日までに起こす必要があり、裁判準備のため弁護団として取り組み始めたのは同年2月下旬でした。障害者問題に取り組む意欲を持つ弁護士5名で弁護団を結成しました。弁護団は1日24時間に変更するように、介護の必要性の個別事情を詳細に記載した申請書を同年4月16日行政に提出し、認めない場合には6月末日までに裁判を起こすと告知しました。

しばらく行政の対応は緩慢でした。しかし、提訴予定日直前の6月28日になって行政から1日21時間を認める旨の連絡が入りました。本人と弁護団らが交渉の結果7月末日付で1日23時間決定が出たため裁判を起こすことなく解決しました。長年にわたって介護支給量問題に苦しめられていた案件が弁護団活動により正味4か月程度で解決に至ったものです。この案件は、支援する障害者団体・本人・弁護団の3者の息がピッタリあって実に上手く運んだ案件であり、成果に結びついた要因の一つには上記のような判例の蓄積もあります。

（以下略）

東京新聞
2012年(平成24年)12月2日(日曜日)

「安心して暮らしたい」
ネットワークの結成を発表するメンバー
東京都内

重度の障害者と弁護士が連携
介護の充実求める会 結成

重度の障害があっても地域で安心して暮らせる公的介護を求める当事者や支援する弁護士が、「介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット」を結成した。事務局を立川市に置き、無料相談窓口を設けたり、介護保障問題に取り組む弁護士を講師として無料で全国に派遣したりする。

重度障害者の介護に量は市町村の裁量で差開いては、和歌山地裁が今年四月、筋萎縮性側索硬化症(ALS)の患者へのサービス提供時間を、和歌山市が決め一日約十二時間から二十一時間以上に拡大するよう義務付けを判決を出した。これを機に長時間介護を求める動きが全国で広がっているものの、支給

量は市町村の裁量で差開いているのが実情だ。ネット共同代表の藤岡毅弁護士は「現実には障害がある方が裁判を起こすことはハードルが高い。裁判に至らずに解決したい」と話す。立川市では今年に入り、二十四時間介護の支給を求める変更申請のために弁護団を結

成。本人の生活状況などを詳細に説明する資料などを提出したところ、認められる例があったという。

筋ジストロフィーの患者で二十年以上、二十四時間介護を受けながら暮らす野口俊彦さん(61)立川市も共同代表に就き、「家族の世話にならなくても自分でちゃんと生きていけるんだという人をどんどん増やし、地域の中で自立していけるよう弁護士と障害者が連携をとっていきたい」と話した。

相談窓口はフリーダイヤル(0120)979197。月一金曜の午前九時から午後六時。メールは、kargo_hoshou@gmail.comへ。(小林由比)

写真の説明
記者会見場は机が段の上なので、野口共同代表(写真左端の電動車いす)は、段の下で会見。藤岡共同代表は右から3人め。他の壇上の5人は全国各地の全国ネットの弁護士。(記事の当会ホームページ掲載に当たり、東京新聞知的財産課の許可を得ております)